

4月から 国民健康保険制度が変わります

～被保険者証はそのまま使用できます～

4月から都が市と共に保険者となり、一体となって新たに国民健康保険(国保)制度を運営していきます。今号では、その概要をお知らせします。詳しくは保険年金課国民健康保険係☎470・7733へ。

国保は、国民皆保険制度の最後のとりでとして、基盤的な役割を担っており、安定的な制度運営が求められます。しかし、「年齢構成が高く医療費水準が高い」「所得水準が低い」「所得に占める保険税負担が重い」「収納率が低い」といった構造的な課題を抱え、財政は逼迫しています。そこで、財政基盤の強化と、都道府県を財政運営の責任主体とすることを柱とした国保制度改革が行われ、4月から新たな制度運営になります。

国・都・市の役割分担
国は、この国保制度改革に
都は、新たに市と共に保険者となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保などにおいて中心的な役割を担うこととなります。
市は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業など、きめ細かい事業を引き続き担います。詳細は左表1をご覧ください。

変わること
①被保険者証などの様式が
都が共に保険者となることで、都内で住所を移転した場合も国保の資格が継続し、4月以降の療養において生じた高額療養費であれば、該当回数から新たな住所に引き継がれます。これにより、被保険者の自己負担が軽減されます。ただし、住所移転の前後で世帯の継続性が保たれていることが必要です。

変わらないこと

国保の届け出窓口はこれまで通り、市の保険年金課(市役所1階)です。
また、次の業務については引き続き市で行います。
①資格全般の届け出②高額療養費などの申請③国保税の計算④国保税の支払い⑤特定健診などの保健事業

その他の制度改正

4月から入院時食事代の自己負担額が変わります。
70歳未満の住民税非課税世帯以外の方、70歳以上の現役並み所得の方および一般の方は、4月から1食当たりの食事療養標準負担額が360円から460円に引き上げられます。
引き続き、安定的な国保運営に努めていきますので、ご理解とご協力をお願いします。

表1 都と市の主な役割分担

	都	市
役割	安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保などの国保運営に中心的な役割を担う	地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業など、きめ細かい事業を引き続き担う
財政運営	市区町村ごとの国保事業費納付金を決定	国保事業費納付金を都に納付
資格管理	運営方針を策定し、事務の効率化、標準化、広域化を推進	各種届け出の受け付け被保険者証などの発行
保険税	市区町村ごとの標準保険料率を算定・公表	標準保険料率などを参考に保険税率を決定
保険給付	給付に必要な費用を全額市区町村へ交付	保険給付の決定・支給
保健事業	市区町村に対して必要な助言・支援	データヘルス計画などに基づくきめ細やかな保健事業の実施

表2 主な様式と変更時期

変更になる主な様式	変更時期
被保険者証	31年10月
被保険者証兼高齢受給者証	
限度額適用認定証	30年8月
限度額適用・標準負担額減額認定証	

国民健康保険への加入・脱退手続き

国民健康保険に加入するとき	必要な書類など
市内に転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書、認め印
勤務先の健康保険をやめたとき	勤務先の健康保険をやめた証明書(資格喪失証明書など)、認め印
勤務先の健康保険の被扶養者から外れたとき	被扶養者から外れた証明書、認め印
子どもが生まれたとき	被保険者証、母子健康手帳、分娩に係る領収明細書、世帯主名義の口座番号が分かるもの、認め印
生活保護を廃止されることになったとき	生活保護廃止決定通知書、認め印
国民健康保険を脱退するとき	必要な書類など
市から転出するとき	被保険者証、認め印
勤務先の健康保険に入ったとき、被扶養者になったとき	国保と勤務先の両方の被保険者証(全員分)、認め印
死亡したとき	被保険者証、喪主であることが確認できるもの(会葬お礼のはがき、葬儀代の領収証)、喪主の口座番号が分かるもの、認め印
生活保護を受けることになったとき	生活保護開始決定通知書、認め印

※手続きには、世帯主および対象となる方のマイナンバー確認書類(通知カードなど)と手続きする方の身元確認書類(免許証など)が必要です。また、住民票が同一世帯の方で既に国民健康保険に加入している方いる場合には、その方のマイナンバー確認書類も必要です。

※国保の資格がなくなつてから国保の保険証を使用して医療を受けた場合、市が医療機関へ支払った医療費を返還していただきますので、ご注意ください。

退職・就職したら

国民健康保険の加入・脱退の手続きをしましょう

手続きをしましょう

市内に住所があつて勤務先の健康保険などに加入していない方は、国民健康保険に必ず加入することになります。会社などを退職し勤務先の健康保険を脱退したとき、または会社などに就職して勤務先の健康保険に加入したとき、国民健康保険の加入・脱退の手続きが必要です。忘れずに14日以内に手続きをしてください。

※国民健康保険加入・脱退手続きに必要な書類などは、左表を参照してください。また、手続きには世帯主および対象となる方のマイナンバー(個人番号)確認書類(通知カードなど)と手続きする方の身元確認書類(免許証など)が必要です。加入手続きの場合、既に国民健康保険に加入している方は、脱退の手続きは不要です。

このシステムは制度改正の当り、都道府県単位で通算されるようになります。「高額療養費の多数回該当」とは、過去12カ月間での高額療養費の対象になった月数が4回以上となった場合、4回目から自己負担限度額が引き下げられる制度です。都が共に保険者となることで、都内で住所を移転した場合も国保の資格が継続し、4月以降の療養において生じた高額療養費であれば、該当回数から新たな住所に引き継がれます。これにより、被保険者の自己負担が軽減されます。ただし、住所移転の前後で世帯の継続性が保たれていることが必要です。

市では、国保の広域化に併せて国が主導的に開発した「市町村事務処理標準システム」を導入しました。このシステムは制度改正の当り、都道府県単位で通算されるようになります。「高額療養費の多数回該当」とは、過去12カ月間での高額療養費の対象になった月数が4回以上となった場合、4回目から自己負担限度額が引き下げられる制度です。都が共に保険者となることで、都内で住所を移転した場合も国保の資格が継続し、4月以降の療養において生じた高額療養費であれば、該当回数から新たな住所に引き継がれます。これにより、被保険者の自己負担が軽減されます。ただし、住所移転の前後で世帯の継続性が保たれていることが必要です。

これまで納税通知書は市区町村ごとに独自の様式を採用してきましたが、都全体が一つの保険者となり、事務の標準化・広域化に向けた改革を進めていく取り組みの一環として、納税通知書を独自様式から標準様式へ変更します。

健康保険への加入については、職場の担当者や全国健康保険協会へご相談ください。

※「法人」とは公・私法人、営利法人、公益法人、社団法人や財団法人を問いません。一般的には、商法により設立された会社で、社会福祉法人、医療法人、学校法人などの特殊法人や公法人である都道府県、市区町村の地方公共団体も含まれます。

健康保険に関するお問い合わせ先
全国健康保険協会東京支部 ☎03・6853・6111
厚生年金に関する ☎0422・561411
労働基準・労働災害に関する ☎0422・481161
詳しくは保険年金課国保年金資格係 ☎470・7732へ。

健康保険に関するお問い合わせ先
全国健康保険協会東京支部 ☎03・6853・6111
厚生年金に関する ☎0422・561411
労働基準・労働災害に関する ☎0422・481161
詳しくは保険年金課国保年金資格係 ☎470・7732へ。

健康保険に関するお問い合わせ先
全国健康保険協会東京支部 ☎03・6853・6111
厚生年金に関する ☎0422・561411
労働基準・労働災害に関する ☎0422・481161
詳しくは保険年金課国保年金資格係 ☎470・7732へ。

健康保険に関するお問い合わせ先
全国健康保険協会東京支部 ☎03・6853・6111
厚生年金に関する ☎0422・561411
労働基準・労働災害に関する ☎0422・481161
詳しくは保険年金課国保年金資格係 ☎470・7732へ。

《今号の主な内容》	
・「東くるめわくわく元気plus+」が新しくなりました	2面
・就学援助の申請を受け付けます	3面
・国の登録有形文化財「村野家住宅」特別見学会のお知らせ	5面
・30年度お子さんの定期の予防接種について	8面